

2020年1月7日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事 野上浩志

北海道議会の新庁舎に喫煙室を設けないよう対処・善処のお願い

謹啓

北海道庁の庁舎が近日中に竣工し、6月に移転予定とのことですが、鈴木直道北海道知事は昨年12月27日に、「道庁本庁舎の喫煙所を来年5月をもって廃止することを決めた」と述べ、道庁を全面禁煙（敷地内禁煙）とすることを表明しました。

一方で、北海道庁舎と一体的な道議会新庁舎では、自民党・道民会議が自派の議員控え室に喫煙室を設置することを決めていて、鈴木知事は議会内で議論を深め結論を出してほしいという考えを示しています。

しかし控え室への喫煙所設置を求めたのは自民党・道民会議だけで、民主・道民連合は設けない方針を示し、北海道結志会と公明党、共産党の3会派は敷地内完全禁煙を主張しているところです。

改正健康増進法では、議会は第二種施設で「屋内禁煙」で「喫煙専用室」は可能とはなっていないですが、以下の点から本件の「喫煙専用室」設置は、改正健康増進法の趣旨等からはどうも認めがたいと思われまますので、本法所管の厚生労働省におかれては、適切に対処・善処いただくようお願い申し上げます。

記

1. 議会の一会派のみの勝手な意向で、公共性の極めて高い道議会の一会派の一角に「喫煙専用室」を、私的・恣意的に設置することは、公共の建築物の管理上からも、法的にも、どうも許されない、認めがたいことではないでしょうか？
2. 議会庁舎の管理権限者は首長（北海道議会では北海道知事）です。議会が行政部局とは多少は独立的であるとしても、道議会を含め北海道庁舎について一体的に管理権限を有する知事の意向・方針を無視して、かつ多額の公費（道民や国の地方交付税等）を投入して建設した新庁舎に、勝手に「喫煙専用室」を設置することが許されて良いはずがありません。

3. しかも加えて、この「喫煙専用室」は日本たばこ産業（JT）からの寄贈を受けて設置するとのことで、利益供与・誘導、及び利益相反（議員としての道民の負託を受けている公的立場の責務と、特定企業 JT の利益をはかり癒着・依存が発生する相反状態。また議会で JT 寄りの施策、あるいは JT に遠慮した審議をすることにならざるを得ないことなどを含め。）の点から許されないことで、これは日本が批准したタバコ規制枠組み条約第 5 条 3 項、及びその実施のためのガイドラインにも違反することです※。

・またたとえ JT の寄贈により「喫煙専用室」を設置するとしても、光熱水費、清掃費、メンテナンス費用、改修費などに公費負担は免れず、会計的にも法的にも違法性があるのではないのでしょうか。

4. 内外の批判を受けて、JT の寄贈無しに自民党・道民会議の喫煙者の方々が自費で喫煙専用室を作る方向になることがあり得るかも知れませんが、これも認められません。

そもそも議員には任期があるのですから、永続的施設として残ることになりかねない「喫煙専用室」設置の決定は権限外なはずですし、代替わりしていく道議会に負の遺産を残すことになり、いずれ撤去することになった場合に、設置当時の議員にその費用負担を求める法的制度が無い限り、公費負担のツケを残すこととなります。

5. 以上、北海道議会の新庁舎に喫煙室を設ける動きは、改正健康増進法の趣旨上、公的建築物管理法上、議会の首長による管理権限上、経費の公費負担の会計と法規定上、議員の任期終了後の費用負担制度上、また JT からの寄贈による利益供与・誘導・利益相反上、及びタバコ規制枠組み条約第 5 条 3 項とその実施のためのガイドラインへの違反上など、種々の問題点を含みますので、改正健康増進法を所管する厚生労働省としてご検討いただき、適切な対処と善処をお願いいたします。

敬 白

※WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン

「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」

https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf

(4) 政府関係者や職員における利益相反を避ける。

たばこ会社が政府機関、関係者、職員に提供する支払金や、金銭又は現物を問わない贈り物及びサービス、研究資金は、利益相反となる可能性がある。

【勧告】

4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない。